



補聴器の購入費を助成します



稲美町では聴力の低下により日常生活に支障のある65歳以上の人に、補聴器の購入費用の一部を助成します。

補聴器の装用を支援することで閉じこもりを防ぎ、社会参加や地域交流を促進することにより、フレイルと認知症の発症を予防します。

<助成対象者>

以下の①から④のすべてを満たす人

- ①町内に住所を有する満65歳以上の人
- ②聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けていない人
- ③耳鼻咽喉科の医師の診断を受け、補聴器の必要性を認める証明【医師意見書（町指定の様式）】を受けた人※中等度難聴程度
- ④過去に助成金を受けたことがない人

<助成内容>

3万円を上限として、1人1回限り助成します

- ・助成対象は、医療機器としての補聴器本体と付属品（集音器は対象外です）
- ・両耳、片耳問わず上限は3万円
- ・受診・検査費用や文書料、送料等は自己負担です。
- ・故障、修理、メンテナンスなどは助成対象外です。

※令和4年3月31日までに購入されたもの、申請前に購入されたものは助成対象外です。

<問い合わせ先> 稲美町役場 健康福祉課 高齢福祉係

TEL：079-492-9137（直通）FAX：079-492-8030

<申請から助成までの流れ>

① 申請書を手

役場健康福祉課の窓口（新館 1 階）で、申請書などの必要書類を受け取ります。

② 耳鼻咽喉科を受診する

耳鼻咽喉科を受診し、医師に補聴器の使用が必要と認められたときは、医師意見書（町指定の様式）に記入を受けてください。

※受診・検査費用や文書料などは自己負担です。



③ 補聴器販売店で見積書を作成

補聴器販売店と相談のうえ、購入する補聴器を決定し、購入予定の補聴器の見積書を作成してもらってください。

※⑤の交付決定通知書が届くまでは補聴器を購入はしないでください。

※購入予定の補聴器の型番がわかるカタログがあればもらってください。

④ 役場健康福祉課窓口で補聴器の助成金の申請

- 【必要なもの】
- ・ 申請書
 - ・ ②で記入を受けた医師意見書
 - ・ ③の見積書、型番がわかるカタログなど



⑤ 交付決定通知書の送付（町から郵送されます）

申請内容を確認し、助成の可否を決定します。

⑥ 補聴器購入

見積書を作成してもらったお店で補聴器を購入し、領収書をお願いしてください。

※宛名は申請者本人に限ります。

⑦ 助成金の請求

助成金の請求書に領収書と補聴器の型番がわかる書類（保証書など）を添付し、健康福祉課に提出してください。

⑧ 助成金の振込 町から申請者本人名義の指定口座に助成金を振り込みます。

<町内で診断できる医療機関>

- ・ 私立稲美中央病院 ☎ 079-492-3812
- ・ 大村耳鼻咽喉科医院 ☎ 079-496-5111